

社会福祉法人博由社 御中

# 報 告 書 要 旨

平成30年5月21日 提出  
社会福祉法人博由社  
障害者虐待事案検証委員会

## 1 検証委員会設置の経緯

平成25年に社会福祉法人博由社（以下、「法人」という）が設置・運営する障害者支援施設ハピネスさつま（以下、「さつま」という）において正当な理由のない身体拘束（身体的虐待）が発生した。

その後、さつまにおいて、平成28年9月26日に男性職員が利用者に対し暴行を加える事案が発生した。その様子は、ビデオカメラ上保存され、当時の施設長を始めとする法人幹部職員がその様子を確認したにもかかわらず、行政から指摘を受けるまで障害者虐待防止法に基づく通報を行わなかった（男性職員は、平成29年3月6日付けで逮捕されている）。

当法人は、兵庫県健康福祉部より、虐待に関して知見のある有識者等、複数の第三者のみで構成する検証委員会を設置するよう通知を受けた（兵庫県東播磨県民局からも同旨の改善勧告を受けた）ことに鑑み、法人内において、社会福祉法人博由社障害者虐待事案検証委員会（以下、「検証委員会」という）を立ち上げた。

当検証委員会は、以上のような経過を踏まえて、必要な事実調査を行い、虐待発生に至る原因の分析及び再発防止策を提言することを目的として設置されたものである。さつまの検証においては、当然、法人の対応も検証の対象とならざるを得ず、必要な範囲において法人全体についても言及している。また、上記事案に限らず、必要な範囲でその他の虐待事案についても言及している。

## 2 設置の根拠

法人が平成29年3月25日に開催した評議員会・理事会において、博由社障害者虐待事案に係る検証委員会設置が可決され、「社会福祉法人博由社障害者虐待事案検証委員会要綱」に基づき設置された。

## 3 委員の構成

検証委員会委員は、次の4名により構成されている。

委員長 兵庫県弁護士会高齢者障害者総合支援センター 弁護士 三好登志行  
委員 兵庫県社会福祉士会高齢者障害者虐待対応委員会 社会福祉士 中尾悦子  
委員 兵庫県知的障害者施設協会権利擁護委員会 灘一善  
委員 兵庫県圏域コーディネーター（東播磨圏域） 濱口直哉

また上記委員に加え、オブザーバーとして、兵庫県東播磨県民局加古川健康福祉事務所（以下、「県民局」という）監査指導課長が参画している。上記委員及びオブザーバーはいずれも法人及び法人役員と取引関係等の利害関係はない。

（注）当検証委員会は、日本弁護士連合会が定める「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠する第三者委員会ではなく、法人において任意に設置した外部の有識者委員による検証委員会である。

## 4 法人及び施設の概要

当法人及びさつまの概要は、次の通りである。

(1) 法人

- ・名称 社会福祉法人博由社
- ・設立 昭和57年3月
- ・法人の事業等 22事業4施設
- ・職員数 392人(平成30年3月31日現在)

(2) さつま

- ・名称 障害者支援施設ハピネスさつま
- ・所在 兵庫県加古川市志方町大澤847-35
- ・開設 平成17年4月1日
- ・事業 ①施設入所支援 55名  
②生活介護 30名  
③短期入所支援 5名  
④日中一時支援 4名
- ・職員数 61名(平成30年3月31日現在)
- ・人員配置 2.0:1
- ・建物面積 2956.37平方メートル

5 虐待発生の要因及び背景

当検証委員会が検証した結果、虐待発生の要因及び背景の概要は、次の通りである。より詳細な要因及び背景は、報告書本体を参照されたい。

※平成28年9月に発生した暴行事案及び平成29年11月に発生した傷害事案と、平成29年9月に発生した身体拘束事案については、その発生の機序を異にするため両者を分けて言及した。また必要な範囲において、平成25年の身体拘束事案についても言及した。

(1) 暴行事案、傷害事案について

両事案ともその要因は、①虐待を行った職員の資質・性格にあるものと思われる。もっとも、職員の利用者に対する②孤立した支援も加害行為に至る1つの誘因となっていることも否定できないものである。

また、両事案発生の背景には、①専門的知見の欠如、②職員に対するフォロー体制の問題点、③ストレスへの不適應、④倫理研修、倫理規程制定等の取組がないこと、⑤多数の死角が存在すること、⑥監視の不存在、⑦法人本部におけるマネジメントの不在がある。

(2) 身体拘束事案について

身体拘束事案の発生要因は、①虐待・身体拘束についての知識の欠如、②利用者処遇向上委員会の改善策が伝達・実施されなかったこと、③法人本部ないし理事会が関与せず施設任せとなっていること、④さつまの虐待防止委員会が十分な機能を果たしていないこと、⑤職員間の協力体制が不足していることなどをあげることが

できる。

またその背景には、①重度利用者の存在と自傷・他害行為、②法制度上の問題点、③教育・研修制度の欠如、④リーダーシップの不在、⑤施設長の頻繁な交代等の事情、⑥士気の低下・インセンティブの欠如があるものと思われる

## 6 提言

上記の虐待の要因及び背景に基づき、再発防止のため、当検証委員会が法人に対して行う提言及び求める施策は次の通りである。①から⑫の詳細については、報告書本体を参照されたい。

### 【虐待防止に向けた提言】

#### 提言 1 虐待防止への再度の誓い

理事長、理事、法人本部職員、施設長その他社会福祉法人博由社の全職員は、二度と虐待を起こさせてはならないという強い意志をもって、さつまを始めとする法人全体の改革に取り組むことを決意すること

○求める施策

- ①リーダーシップの発揮
- ②法人理念、ビジョンの周知
- ③職員倫理規程の作成及び向上
- ④虐待防止を法人事業計画に位置付けること

#### 提言 2 虐待防止委員会を本来の機能を果たせるものとする

虐待防止委員会に本来の機能を持たせるようにするため、身体拘束廃止委員会、ヒヤリハット防止委員会は別途組織するものとし、各委員会について規程を整え、その機能を発揮させること

○求める施策

- ⑤虐待防止委員会の規程整備及び理事長又は常務理事の関与
- ⑥身体拘束廃止委員会の虐待防止委員会との分離・整備
- ⑦各 3 委員会相互の目的・機能・審議事項の明確化
- ⑧さつま虐待防止委員会の相談・助言機関を設け支援・法的レベルでの助言を受けける体制構築
- ⑨チェックリストによるチェックを有効活用すること
- ⑩虐待発生時の通報体制の見直し
- ⑪虐待防止委員会での決議事項の確実な周知

#### 提言 3 教育・研修体制の確保及び実施状況の管理・監督

さつまを始めとする法人職員に適切な知識を得る機会を十分に保障し、適切にそのような機会が実現されているかを法人本部において、管理・監督すること

○求める施策

- ⑫事業計画上での研修の明確化及び理事会等の管理監督

⑬支援職員の最低限の知識要件

⑭中堅職員の研修機会の確保

#### 提言4 職場環境の改善

法人本部は、特にさつまにおける職員配置の見直し、利用者からの職員に対する暴力の予防、職員のストレス緩和等職場環境の改善に務めること

○求める施策

⑮施設の死角への対処

⑯支援職員の孤立化の予防

⑰職員のストレス緩和のための措置の実施

#### 【法人組織・運営に関する提言】

#### 提言5 障害者支援施設さつまを支援する法人組織・本部体制の整備

理事長、理事、法人本部職員は、施設長、中間管理職職員が本提言で示された施策を実施する事ができるよう環境を整え、かつ、その実施状況を定期的に管理監督すること（特に、障害者支援施設ハピネスさつま（以下、「さつま」という）については、重点的に支援する体制整備に取り組むこと）

○求める施策

⑱法人において各種委員会の上部機関を設置し、必要な助言・指導を行うこと

⑲施設長に対する支援

⑳さつまの看護部門と支援部門とが適切な意志疎通ができるよう本部がバックアップすること

#### 提言6 職員育成の仕組みの構築

各役職に求められる知識と経験を職員が身につけることが出来るような仕組みを構築し、理事長自ら法人が求める職員像を示すこと

○求める施策

㉑仕組みの構築

㉒利用者の支援・介護計画への理解・実践

㉓求める職員像の明確化

#### 提言7 さつま職員（施設長等の管理職を含む）の処遇改善

さつま職員（施設長等の管理職を含む）の厳しい勤務条件を考慮した十分な経済的保障ないしインセンティブを付与するような給与体制を構築すること

○求める施策

㉔さつま職員（施設長等の管理職を含む）処遇改善

㉕職員の確保

#### 7 実施状況の報告の求め

過去の利用者処遇向上委員会の改善策が適切に実施されなかったことを踏まえ、法人は、当検証委員会の構成メンバーに対し、少なくとも向こう2年間は定期的に実施

状況を報告されたい。報告は、当検証委員会の構成メンバーを法人の虐待防止委員会の外部委員（又はオブザーバー）として選任する方法によって行うことが望まれる。

以上